

事 務 連 絡

令和5年5月2日

公益社団法人岡山県医師会 御中

一般社団法人岡山県病院協会 御中

岡山県保健医療部新型コロナウイルス感染症対策室長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
中和抗体薬及び経口抗ウイルス薬の取扱いについて

平素から本県の新型コロナウイルス感染症対応につきましては、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されることになりました。

これまで国が配分してきた新型コロナウイルス感染症の治療薬（中和抗体薬及び経口抗ウイルス薬）の取扱い手順に変更はありません。これまで通りの手続きで配分及び使用いただけます。

ただし、配分に当たっての根拠となる規定の変更について、厚生労働省から別添のとおり通知がありました。御了知の上、貴会員への周知についてよろしくお願いします。

なお、本通知は下記の県ホームページに掲載しております。

記

URL : <https://www.pref.okayama.jp/site/361/854324.html>

【別添】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う中和抗体薬及び経口抗ウイルス薬の取扱いについて（令和5年5月2日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

〒700-8570

岡山市北区内山下 2-4-6

岡山県新型コロナウイルス感染症
対策室 医療調整班 曾我

TEL : 086-226-7949（直通）

e-mail : corona-md@pref.okayama.jp